情報の内容別受付状況

1．旧区分　（単位：件）

区分＼年度	16	17	18	19	20	21
[個別銘柄等]						
A. 損失保証・補てん	9	10	4	5	3 (1)	4
B. インサイダー取引	510	527	471	558	510 (108)	385
C-1. 有価証券報告書等の虚偽記載	142	290	217	189	239 (64)	161
C-2. 無届募集	24	69	15	27	44 (24)	45
D. 相場操縦	1,435	2,705	2,678	2,126	1,975 (539)	2,753
E-1. 風説の流布	1,029	1,614	1,124	995	814 (185)	627
E-2. その他	190	175	512	712	1,204 (303)	753
（小　計）	3,339	5,390	5,021	4,612	4,789 (1,224)	4,728
[金融商品取引業者の営業姿勢等]						
F. 断定的判断を提供した勧誘	19	28	14	10	16 (2)	20
G. 取引一任勘定取引の締結	40	27	16	8	9 (3)	10
H. 大量推奨販売	2	2	2	3	4 (1)	6
I. 顧客の知識に照らして不当な勧誘	28	18	8	7	32 (14)	122
J. 無断売買	63	97	40	41	47 (15)	57
K. その他	468	1,124	997	778	930 (253)	1,130
K-1. 呑行為	3	--	--	--	-- (--)	--
K-2. 法定帳簿に関する不正	5	7	9	6	0 (0)	19
K-3. 役職員の手張り	17	5	7	15	5 (1)	7
K-4. その他法令違反	61	100	130	245	160 (31)	146
K-5. 自主ルール違反	54	66	334	75	28 (4)	12
K-6. その他営業姿勢に関するもの	328	946	517	437	737 (217)	946
（小　計）	620	1,296	1,077	847	1,038 (288)	1,345
[その他]						
L. 委員会に対する意見等	72	65	52	35	29 (8)	34
M. 証券行政・政策に対する意見等	58	135	38	36	120 (46)	107
N. その他	580	640	297	311	436 (186)	904
（小　計）	710	840	387	382	585 (240)	1,045
合　計	4,669	7,526	6,485	5,841	6,412 (1,752)	7,118

2．新区分　（単位：件）

区分＼年度	21
A．個別銘柄	
a．取引規制	
1. 風説の流布・偽計	627
2. 相場操縦	2,753
3. インサイダー取引	385
0. その他	50
b．開示	
1. 大量保有報告書の虚偽記載	11
2. 大量保有報告書の未提出	54
0. その他	9
（小　計）	3,889
B．発行体	
a．法定開示	
1. 無届募集	45
2. ファイナンス	143
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	152
4. 有価証券報告書等の未提出	109
5. 内部統制報告	2
6. 無届公開買付	14
0. その他	65
b．協会・取引所ルール	
1. 適時開示	53
0. その他	2
c．その他	
1. ガバナンス等	27
0. その他	223
（小　計）	835
C．金融商品取引業者等	
a．禁止行為等	
1. 断定的判断を提供した勧誘	20
2. 無断売買	57
3. 損失保証・補てん	4
0. その他法令違反	153
b．業務の運営状況	
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	122
2. システム関連	141
0. その他営業姿勢に関するもの	752
c．経理	
1. 法定帳簿に関する不正	20
2. 財務の健全性・リスク管理	25
d．協会・取引所ルール	
1. 自主ルール違反	12
e．その他	
0. その他	43
（小　計）	1,349
D．その他	
a．意見・要望等	
1. 委員会に対する意見等	34
2. 証券行政・政策に対する意見等	107
b．その他	
1. 無登録業者	208
2. 未公開株	471
3. ファンド	29
0. その他	196
（小　計）	1,045
合　計	7,118

（注1）　20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月
（注2）　20年度（ ）内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年4月～6月）の件数
（注3）　平成17年4月1日より、向い呑み及び呑行為の禁止規定は廃止されている。

3　金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話について（未公開株に関する注意喚起）

平成21年２月頃から、金融庁金融サービス利用者相談室や証券監視委の情報受付窓口に、以下のような情報が多数寄せられている。

> 金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者（注）が、電話にて、
> ・　「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
> ・　「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、
> などといった行為を行っている。
> (注)　寄せられた情報によると、証券監視委を連想させるような名称の例としては、「証券監視委員会」「ＮＰＯ法人　証券等監視委員会」「証券取引監査委員会」「証券取引監視協会」などがある。

このような情報を受け、金融庁と証券監視委は、ホームページで注意喚起を行うとともに、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。さらに、平成21年６月19日には、金融庁と証券監視委の連名で報道機関に対して注意喚起を行った。

これらの注意喚起においては、

・　金融庁や証券監視委の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ないこと、
・　金融庁や証券監視委の職員を装ったこのような悪質な電話を受けた場合には、下記の金融庁金融サービス利用者相談室又は証券監視委の情報受付窓口まで情報をご提供いただくとともに、最寄りの警察署にご相談いただきたいこと、

などを呼びかけているところである。

> 情報の受付窓口
> ○金融庁金融サービス利用者相談室
> 電話（ナビダイヤル）：0570―016811
> ※（ＩＰ電話・ＰＨＳからは）03―5251―6811
> ＦＡＸ：03―3506―6699
> ○証券取引等監視委員会　情報受付窓口
> 証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　情報処理係
> 直　通：03―3581―9909
> ＦＡＸ：03―5251―2136
> 代　表：03―3506―6000　（内線3091、3093）

第３　市場動向分析

１　概要

証券監視委では、収集した情報・資料を基に、金融・資本市場の動向を幅広く分析している。特に最近では、発行市場において、上場企業による不適切なファイナンスや不公正取引の温床となることが懸念されるファイナンスが多く見られることから、発行市場の動向の分析にも注力してきている。また、金融・資本市場全体に対する包括的な市場監視への取組みという観点から、新たな金融商品や取引形態に関する動向の分析を強化している。

２　発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

近年、発行市場においては、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当等のファイナンスが頻繁に見られる。こうした発行市場における不適切なファイナンスの中には、ファイナンスと絡めて流通市場における相場操縦、内部者取引、風説の流布・偽計等の不公正取引や有価証券報告書等の虚偽記載が行われるような複合的事案（不公正ファイナンス事案）も発生している。